

令和4年（ネ）第4161号 損害賠償請求控訴事件

一審原告 外

一審被告 国

控 訴 答 弁 書

(損害各論)

2024年5月2日

東京高等裁判所 第15民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 坂 本 博 之

同 弁護士 大 木 一 俊

同 弁護士 只 野 靖

同 弁護士 及 川 智 志

同 弁護士 小 竹 広 子

同 弁護士 五 來 則 男

同 弁護士 在 間 正 史

同 弁護士 鈴 木 裕 也

同 弁護士 高 橋 利 明

同 弁護士 田 中 真

同 弁護士 服 部 有

本書面では、1 審被告国の令和 4 年 9 月 2 6 日付控訴理由書の「第 3 原判決の損害論に係る認定判断が誤りであること」(5 5 頁～7 0 頁)のうち、一審原告らの個別の損害について(5 9 頁～7 0 頁)について、反論する。

内容

第 1	一審原告 [REDACTED] (原告番号 [REDACTED]) の損害について	3
第 2	一審原告 [REDACTED] (原告番号 [REDACTED]) の損害について	5
第 3	一審原告 [REDACTED] (原告番号 [REDACTED]) の損害について	5
第 4	一審原告 [REDACTED] (原告番号 [REDACTED]) の損害について	8
第 5	一審原告 [REDACTED] (原告番号 [REDACTED]) の損害について	9
第 6	一審原告 [REDACTED] (原告番号 [REDACTED]) の損害について	9
第 7	一審原告 [REDACTED] (原告番号 [REDACTED]) の損害について	10
第 8	一審原告 [REDACTED] (原告番号 [REDACTED]) の損害について	12
第 9	一審原告 [REDACTED] (原告番号 [REDACTED]) の損害について	14

第1 一審原告■■■■(原告番号■■■■)の損害について

1 避難生活による積極損害について

(1) 一審被告の主張

一審被告は、原判決が、一審原告■■■■(以下、「一審原告■■■■」という。)が、一審原告■■■■とともに、つくば市内のホテルの宿泊し■■■■円を支払ったことが認められると判示したのに対し(原判決59頁)、これらの代金支払の事実を示す客観的資料を提出していないと述べて批判する(控訴理由書60頁)。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

しかし、一審原告■■■■は、家財の浸水被害後に水が出ないという客観的状況下でホテルに泊まらざるを得なかったのであり、宿泊せざるを得ない合理的動機が存在する(甲損4の1)。

また、じゃらのウェブサイトの宿泊料金は、1泊2日で■■■■円とされ(甲損4の9)、高額との評価を受けるような額ではなく、相当な額といえる。

2 住宅の損害について

(1) 一審被告の主張

一審原告■■■■の住宅の損害につき、原判決が居宅について半壊との認定を受け、氾濫による自宅修理費用として■■■■円を支出したことが認められるとしたことに対し(原判決59頁)、作成年月日が明らかではないとか代金の支払いの事実が認められないなどと述べて批判する(控訴理由書60頁)。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

御見積書には作成年月日の記載はされていないが、見積書の件名で「水害による修繕工事」と記載され、浸水被害による修繕工事であることは読み取ることができるし、証拠説明書でも2015年(被災後)に作成されたものであることは説明している。

一審原告■■■■も、修繕工事をした旨を述べており(甲損4の1・3頁)、

浸水被害による修繕工事をしたことは立証されている。

3 家財の被害について

(1) 一審被告の主張

国税庁資料（甲損第2号証の2）に基づいて■■■■円と認定したのに対して（原判決59～61頁）、一審被告は、①民事訴訟法248条が適用されるための要件として損害の発生立証が必要であるところ、原判決が引用する証拠によっても、いかなる家財に損害が発生したのか明らかでないから、同条が適用される要件を欠く、②仮に民事訴訟法248条が適用されるとしても国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものではないと主張する（控訴理由書61頁）。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

ア 一審原告■■■が所有する母屋が浸水被害を受けたことは明らかであること

本件水害によって、一審原告らの所有する家財が浸水被害を受けたことは、本件水害の実相から容易に推察できることである。

加えて、一審原告■■■については、甲損第4号証の1（陳述書）、甲損第4号証の3（り災証明書）、甲損第4号証の10（報告書）等から、その所有する家財が浸水被害を受けたことは明らかである。

したがって、家財の損害額の認定に民事訴訟法248条を適用する要件を欠いているとの一審被告の主張は誤りである。

イ 国税庁資料に基づき損害額を認定することは認められるべきこと

総論でも述べたように、国税庁資料は損害の実相を反映した信頼性を有するものであり、これを利用することは合理的かつ妥当である上、原判決は国税庁資料を形式的に用いてはいない。

国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものではない、との一審被告の批判は失当であり、一審原告■■■の家財の損害額の認定に、国税庁資料に用いることは許容されるべきである。

4 慰謝料について

総論で述べたとおり、一審原告らは、慰謝料額算定の要素となるべき事項及び金額算定の基準を類型化して主張しているのであり、本件水害によって被った精神的苦痛に対する慰謝料として、合理的かつ妥当な主張であり、これを妥当なものとして認容した原判決に誤りはない。

第2 一審原告■■■■■（原告番号■■■■■）の損害について

1 家財の被害について

(1) 一審被告の主張

一審原告■■■■■（以下、「■■■■■」という。）の家財（ボイラーやエアコン）の損害につき、御見積書に記載された■■■■■%の相当額である■■■■■
■■■■■円を支出したことが認められるとしたことに対し（原判決63頁）、作成年月日が明らかではないとか代金の支払いの事実が認められないとか述べて批判する（控訴理由書62頁）。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

御見積書には作成年月日の記載はされていないが、見積書の件名で「水害による修繕工事」と記載され、浸水被害によるボイラー、エアコン工事であることは読み取ることができるし、証拠説明書でも2015年（被災後）に作成されたものであることは説明している。

一審原告■■■■■も、床暖ボイラー、エアコン2台の取り換え工事をした旨を述べており（甲損4の1・3頁）、この修繕工事をしたことは立証されている。

2 慰謝料について

第1の4で述べたとおり、原判決に誤りはない。

第3 一審原告■■■■■（原告番号■■■■■）の損害について

1 家財の被害について

(1) 一審被告の主張

一審原告■■■■■（以下、「一審原告■■■■■」という。）の家財の損害につき、原判決が国税庁資料（甲損第2号証の2）に基づいて■■■■■円と認定したのに

対して、一審被告は、①民事訴訟法248条が適用されるための要件として損害の発生立証が必要であるところ、原判決が引用する証拠によっても、いかなる家財に損害が発生したのか明らかでないから、同条が適用される要件を欠く、②仮に民事訴訟法248条が適用されとしても国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものではない、と主張する（控訴理由書63頁）。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

ア 一審原告が所有する家財が浸水被害を受けたことは明らかであること

本件水害によって、一審原告らの所有する家財が浸水被害を受けたことは、本件水害の実相から容易に推察できることである。

加えて、一審原告については、甲損第6号証の1（陳述書）、甲損第6号証の2（り災証明書）、甲損第6号証の14（写真）等から、その所有する家財が浸水被害を受けたことは明らかである。したがって、家財の損害額の認定に民事訴訟法248条を適用する要件を欠いているとの一審被告の主張は誤りである。

イ 国税庁資料に基づき損害額を認定することは認められるべきこと

総論でも述べたように、国税庁資料は損害の実相を反映した信頼性を有するものであり、これを利用することは合理的かつ妥当である上、原判決は国税庁資料を形式的に用いてはいない。

国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものではない、との一審被告の批判は失当であり、一審原告の家財の損害額の認定に、国税庁資料を用いることは許容されるべきである。

2 車両の被害について

(1) 一審被告の主張

原判決が、証拠（甲損6の1・9・10、原告本人）及び弁論の全趣旨から、一審原告の所有する自動二輪車2台が本件氾濫により浸水したためその整備費用としてそれぞれ円及び円を支払ったことが認められるとしたのに対し、一審被告は、原判決の引用する甲損第6号証

の9, 同第6号証の10はいずれも請求書であり、当該整備費用の支出を裏付ける領収書等の客観的資料は何も提出されていないから、原判決の判断は誤りだと主張する(控訴理由書63頁)。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

一審原告■は、領収証はあったが洪水の片付けの混乱の中で紛失した、見付かるものはすべて出したと証言しており(原告■4頁、9頁)、原判決はその信用性も認めて上記の認定をしたものであって、原判決の認定を誤りだとする一審被告の主張は失当である。

3 休業損害について

(1) 一審被告の主張

原判決が、一審原告■が、本件氾濫の影響を受けるまでは、■の開発業務を受注し、月■円の報酬を得ており、これは平成28年2月28日まで継続することが見込まれていたものと認められ、本件氾濫が発生したのが平成27年9月11日であったことを考慮すれば、一審原告■の同年10月及び12月の収入が減少したのは、本件氾濫によって業務に支障が生じたことによるものと認められるとし、休業損害として■円を認定したのに対し、一審被告は、購買覚書(甲損第6号証の16)の期限は平成28年2月28日までとされていたものの、長周期システム製造の納期は平成27年7月1日から同年9月30日までとされているところから、仮に一審原告■が■から平成28年2月28日まで業務を受注する見込みであったとしても、長周期システム製造の納期後も当然に月■円の報酬を得ることになっていたものとは認められないとし、原判決の判断は誤りだと主張する(控訴理由書64頁)。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

一審原告■は、■との間で購買覚書(甲損第6号証の16)を締結し、それに基づいて3か月ごとに長周期システム製造の受注をしていたものであり、本件氾濫が発生していなければさらに平成27年10月1日以降も同様の内容の3か月の長周期システム製造の受注をしていたはずのものである

(原告■■■■6頁)。一審被告の主張はそのことを無視したものであり、失当というべきである。

4 慰謝料について

原判決は、避難生活慰謝料について■■■■万と認定した。しかしながら、上記慰謝料については訴状等において主張した計算式に基づき計算するのが適当であって、以上からすれば、避難生活慰謝料については■■■■円と認定すべきである。

その他の点については、第1の4で述べたとおり、原判決に誤りはない。

第4 一審原告■■■■(原告番号■■■■)の損害について

1 家財の被害について

(1) 一審被告の主張

原判決が、国税庁資料(甲損第2号証の2)に基づいて一審原告■■■■(以下、「一審原告■■■■」という。)の家財評価額■■■■円のうち被害割合を■■■%として、その2分の1である■■■■円を一審原告■■■■の家財の損害額と認定したのに対して(原判決68頁)、一審被告は、①民事訴訟法248条が適用されるための要件として損害の発生立証が必要であるところ、原判決が引用する証拠によっても、いかなる家財に損害が発生したのか明らかでないから、同条が適用される要件を欠く、②仮に民事訴訟法248条が適用されとしても国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものではないと主張する(控訴理由書65頁)。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

ア 一審原告■■■■及び一審原告■■■■が所有する家屋が浸水被害を受けたことは明らかであること

本件水害によって、一審原告■■■■及び一審原告■■■■の所有する家財が浸水被害を受けたことは、本件水害の実相から容易に推察できることである。

加えて、一審原告■■■■及び一審原告■■■■については、甲損第11号証の2(り災証明書)、甲損第11号証の3(水害に遭った自宅の写真)、甲損第1

1号証の6（陳述書）等から、その所有する家財が浸水被害を受けたことは明らかである。

したがって、家財の損害額の認定に民事訴訟法248条を適用する要件を欠いているとの一審被告の主張は誤りである。

イ 国税庁資料に基づき損害額を認定することは認められるべきこと

総論でも述べたように、国税庁資料は損害の実相を反映した信頼性を有するものであり、これを利用することは合理的かつ妥当である上、原判決は国税庁資料を形式的に用いてはいない。

国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものではない、との一審被告の批判は失当であり、一審原告■■■■の家財の損害額の認定に、国税庁資料に用いることは許容されるべきである。

2 慰謝料について

第1の4で述べたとおり、原判決に誤りはない。

第5 一審原告■■■■（原告番号■■■■）の損害について

1 家財の被害について

第4の1で述べたとおり、原判決に誤りはない。

2 慰謝料について

第1の4で述べたとおり、原判決に誤りはない。

第6 一審原告■■■■（原告番号■■■■）の損害について

原判決は、生命・身体の安全が侵害される危険を経験したことによる慰謝料について■■■■円と、写真、アルバム、ビデオ等思い出の品を失ったことによる慰謝料として■■■■円と認定した。

しかしながら、上記慰謝料については訴状等において主張した計算式に基づき計算するのが適当であって、以上からすれば、生命・身体の安全が侵害される危険を経験したことによる慰謝料については■■■■円、写真、アルバム、ビデオ等思い出の品を失ったことによる慰謝料としては■■■■円、と認定すべき

である。

その他の点については、第1の4で述べたとおり、原判決に誤りはない。

第7 一審原告■■■■ (原告番号■■■) の損害について

1 住宅の損害について

(1) 一審被告の主張

一審原告■■■■ (以下、「一審原告■■■」という。) の住宅の損害につき、原判決が、居宅について半壊との認定を受け、国税庁資料 (甲損第2号証の2) に基づいて、固定資産税評価額 (■■■■円) の■■■%相当額の■■■■円を損害と認定したことに対し (原判決71頁～72頁)、一審被告は、①何らの立証を試みることなく、②損害額を立証することが極めて困難である事情を明らかにすることなく、③国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものではない、と主張する (控訴理由書66頁)。

(3) 一審被告の主張が誤りであること

ア 一審原告■■■が所有する住宅が床上浸水被害を受けたことは明らかであること

本件水害によって、一審原告らの所有する住宅が浸水被害を受けたことは、一審原告■■■が提出した各証拠及び本件水害の実相から容易に推察できることである。したがって、住宅の損害額の認定に民事訴訟法248条を適用する要件を欠いているとの一審被告の主張は誤りである。

イ 国税庁資料に基づき損害額を認定することは認められるべきこと

総論でも述べたように、国税庁資料は損害の実相を反映した信頼性を有するものであり、これを利用することは合理的かつ妥当である。

国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものではない、との一審被告の批判は失当であり、一審原告■■■の住宅の損害額の認定に、国税庁資料に用いることは許容されるべきである。

2 家財の被害について

(1) 一審被告の主張

原判決が、国税庁資料（甲損第2号証の2）に基づいて一審原告■の家財評価額■円のうち被害割合を■%として、■円を一審原告■の家財の損害額と認定したのに対して（原判決72頁）、一審被告は、①民事訴訟法248条が適用されるための要件として損害の発生立証が必要であるところ、原判決が引用する証拠によっても、いかなる家財に損害が発生したのか明らかでないから、同条が適用される要件を欠く、②仮に民事訴訟法248条が適用されとしても国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものではないと主張する（控訴理由書67頁）。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

ア 一審原告■が所有する家屋が浸水被害を受けたことは明らかであること

本件水害によって、一審原告■の所有する家財が浸水被害を受けたことは、一審原告■が提出した各証拠及び本件水害の実相から容易に推察できることである。

したがって、家財の損害額の認定に民事訴訟法248条を適用する要件を欠いているとの一審被告の主張は誤りである。

イ 国税庁資料に基づき損害額を認定することは認められるべきこと

総論でも述べたように、国税庁資料は損害の実相を反映した信頼性を有するものであり、これを利用することは合理的かつ妥当である上、原判決は国税庁資料を形式的に用いてはいない。

国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものではない、との一審被告の批判は失当であり、一審原告■の家財の損害額の認定に、国税庁資料に用いることは許容されるべきである。

3 慰謝料

原判決は、避難生活慰謝料について■円、生命・身体の安全が侵害される危険を経験したことによる慰謝料について■円と認定した。しかしながら、上記慰謝料については訴状等において主張した計算式に基づき計算するのが適当であって、以上からすれば、避難生活慰謝料については■円、生命・身体の安全が侵害される危険を経験したことによる慰謝料

について■■■■円と認定すべきである。

その他の点については、第1の4で述べたとおり、原判決に誤りはない。

第8 一審原告■■■■（原告番号■■■■）の損害について

1 住宅の被害について

(1) 一審被告の主張

一審被告は、原判決が、一審原告■■■■が浸水災害復旧工事の費用として合計金■■■■円を支払ったことが認められると判示した（83～84頁）のに対し、これらの代金支払の事実を示す領収書、振込票、通帳の写し等の客観的資料を提出していない旨非難する（控訴理由書67～68頁）。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

しかし、これは証拠の検討を怠った的外れの非難である。

すなわち、甲損第20号証の17は「請求書」というタイトルの書面であるが、同書面には「※平成28年1月22日に、常総市より補助金として¥■■■■入金確認しました。」との記載があり、同書面で総請求額■■■■円のうち■■■■円が、常総市からの補助金にて支払い済みであることは明らかである。

また、残金の■■■■円については、甲損第20号証の18として領収証が証拠として提出されている。

2 家財の被害について

(1) 一審被告の主張

一審原告■■■■の家財の損害につき、原判決が国税庁資料（甲損第2号証の2）に基づいて■■■■円と認定したのに対して、一審被告は、①民事訴訟法248条が適用されるための要件として損害の発生の立証が必要であるところ、原判決が引用する証拠によっても、いかなる家財に損害が発生したのか明らかでないから、同条が適用される要件を欠く、②仮に民事訴訟法248条が適用されとしても国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものではない、と論難する主張する（控訴理由書68頁）。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

ア 一審原告■■■■が所有する家財が浸水被害を受けたことは明らかであること
本件水害によって、一審原告らの所有する家財が浸水被害を受けたことは、
本件水害の実相から容易に推察できることである。

加えて、一審原告■■■■については、甲損第20号証の1（陳述書）、甲損
第20号証の7（り災証明書）、甲損第20号証の8（写真撮影報告書）等か
ら、その所有する家財が浸水被害を受けたことは明らかである。 したがっ
て、家財の損害額の認定に民事訴訟法248条を適用する要件を欠いている
との一審被告の主張は誤りである。

イ 国税庁資料に基づき損害額を認定することは認められるべきこと

総論でも述べたように、国税庁資料は損害の実相を反映した信頼性を有する
ものであり、これを利用することは合理的かつ妥当である上、原判決は国税庁
資料を形式的に用いてはいない。

国税庁資料に基づき損害額を認定することは原則として許容されるものでは
ない、との一審被告の批判は失当であり、一審原告■■■■の家財の損害額の認
定に、国税庁資料に用いることは許容されるべきである。

3 車両の被害について

(1) 一審被告の主張

原判決が、国税庁資料に基づき、一審原告■■■■の車両の損害を■■■■
■■■■円と認定したのに対し、一審被告は、最高裁昭和49年4月15日第二
小法廷判決（民集28巻3号385頁）を引用して、中古車が損傷を受けた場
合、当該自動車の事故当時における取引価格によるべきであり、減価焼却の方
法である定率法又は定額法によって定めることは、加害者及び被害者がこれら
よることに異議がない等の特段の事情のない限り、許されないと非難する（控
訴理由書69頁）。

(2) 一審被告の主張が誤りであること

一審被告が引用する最高裁判決は、加害者、被害者という当事者に互換性の
ある交通事故により損傷を受けた中古車の事故当時における価額評価の基準に

ついでのものであり、これと事情を異にし、当事者に互換性のない本件水害によって中古車が損傷を受けた場合についてまで妥当するものではない。

国税庁資料は損害の実相を反映した信頼性を有するものであり、これを利用することは合理的かつ妥当であるから、家財の損害だけでなく、車両の損害についても、国税庁資料によることは許容されるべきである。

4 慰謝料について

第1の4で述べたとおり、原判決に誤りはない。

第9 一審原告■■■■（原告番号■■■■）の損害について

第1の4で述べたとおり、原判決に誤りはない。

以上